

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年1月31日

担 当	東京労働局労働基準部
	安全課長 小嶋 三喜雄 主任安全専門官 飯塚 直樹 電話 03 (3512) 1615
当	監督課長 瀬戸 邦央 監察監督官 岡崎 文武 電話 03 (3512) 1612

令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の 建設現場指導の実施結果について

～建設現場における ICT（情報通信技術）の活用についてのアンケートを実施～

東京労働局（局長 辻田博）は「令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」（令和4年11月21日から令和5年1月31日まで）における取組の一環として、12月末までに集中的に実施した現場指導の結果を取りまとめましたので公表します。（別紙参照）

東京労働局では、引き続き、死亡災害の撲滅を図るため、建設事業者に対し、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策の徹底等の周知・指導に取り組んでまいります。

【結果の概要】

- | | |
|---|----------------|
| 1 指導現場数 | 574 現場 |
| 2 違反があった現場数 | 349 現場 (60.8%) |
| 3 主な労働安全衛生法違反事項（違反があった現場数に占める割合） | |
| (1) 元請事業者の安全衛生管理面 | 278 現場 (79.7%) |
| (2) 墜落・転落防止 | 202 現場 (57.9%) |
| 4 安全衛生教育で課題（困難）と考えていることは何か（有効回答数：561 現場） | |
| マンネリ化が最多 | 179 現場 (31.9%) |
| 5 建設現場における ICT（情報通信技術）の活用について（有効回答数：561 現場） | |
| (1) 建設現場において ICT を導入している現場 | 286 現場 (51.0%) |
| 活用方法ではパトロール（WEBカメラの配置等）が最多 | 136 現場 (24.2%) |
| (2) ICT 活用による安全衛生に関するメリットは何か | |
| 情報共有（迅速な安全指示や災害事例など）が最多 | 164 現場 (29.2%) |

[添付資料]

別紙 令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の建設現場指導の実施結果

参考1 令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

参考2 令和4年における建設業の労働災害発生状況（12月末時点）

参考3 令和4年 労働災害発生状況（12月末時点）

1. 法違反の状況

(1) 違反数および違反率

違反率は、60.8% (349 現場) であり、違反があった 349 現場のうち、12.3%である 43 現場に対し、労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	506	24	21	23	574
法令違反現場数	330	5	8	6	349
違反率	65.2%	20.8%	38.1%	26.1%	60.8%
作業停止等命令現場数	42	0	0	1	43
法令違反現場数に対する割合	12.7%	0.0%	0.0%	16.7%	12.3%

(2) 違反事項別の違反率等

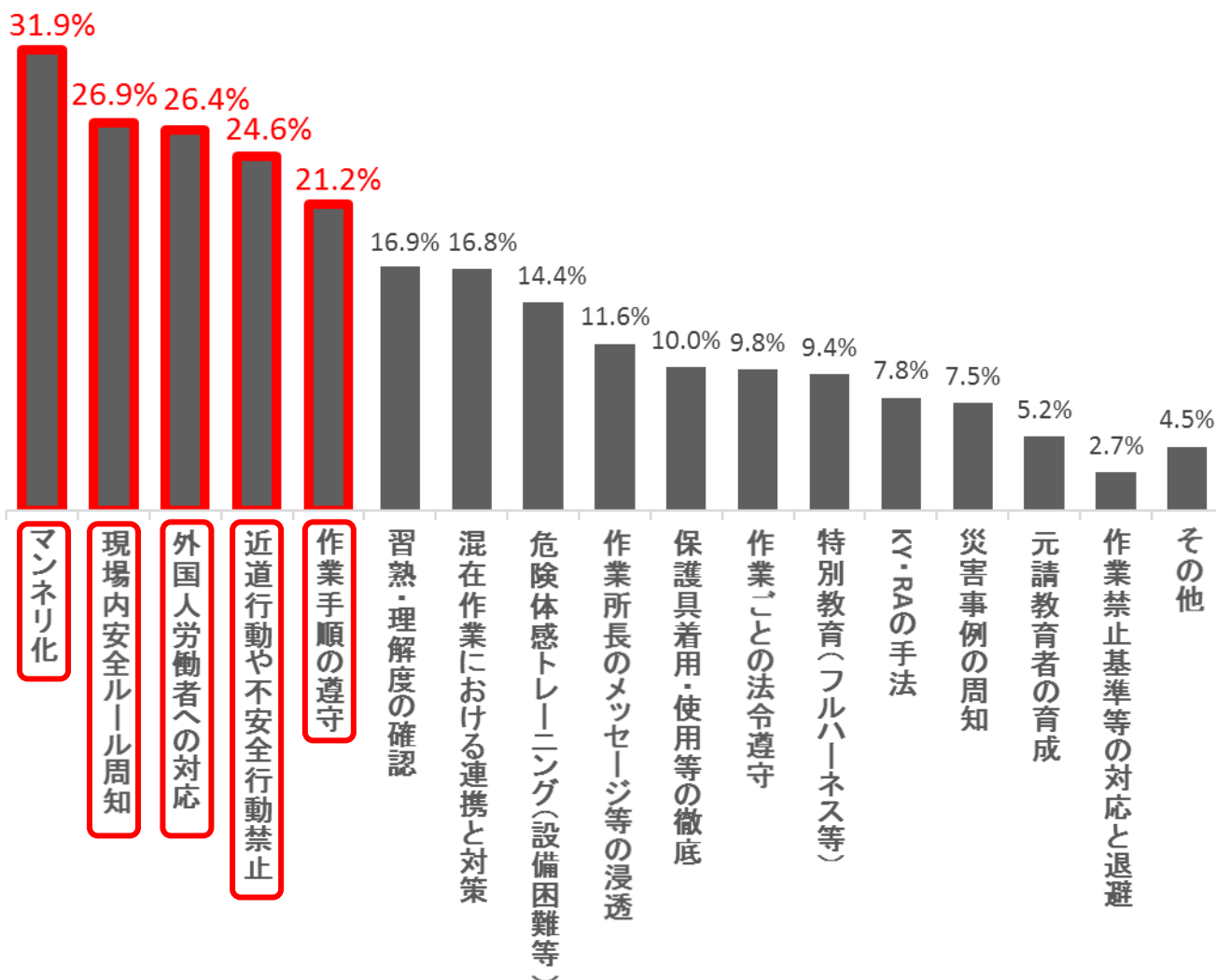
違反事項別では、「元請事業者の管理面の違反率」が 79.7% (278 現場) であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置の違反率」が 57.9% (202 現場) であった。

違反事項	違反現場数 (全体 349 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	278 現場 (79.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施 (安衛法第 29 条) ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施 (安衛法第 31 条)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	202 現場 (57.9%) うち手すり・さん等がなかった現場・・・115 現場	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業のための作業床の未設置 (安衛則第 518 条) ・足場の手すり・さん等の未設置 (安衛則第 563 条、第 655 条) ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置 (安衛則第 519 条、第 653 条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	45 現場 (12.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・組立図の未作成 (安衛則第 240 条) ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施 (安衛則第 242 条) ・組立時の立入禁止措置の未実施 (安衛則第 245 条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	12 現場 (3.4%)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンの作業方法の未決定 (クレーン則第 66 条の 2) ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施 (クレーン則第 74 条の 2)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	16 現場 (4.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成 (安衛則第 155 条) ・転倒・転落防止措置の未実施 (安衛則 157 条) ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施 (安衛則第 158 条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	6 現場 (1.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・研磨作業時の防じんマスクの不使用 (粉じん則第 27 条)

※「安衛法」・・・労働安全衛生法、「安衛則」・・・労働安全衛生規則、「粉じん則」・・・粉じん障害防止規則、「クレーン則」・・・クレーン等安全規則

2. 安全衛生教育で、課題(困難)と考えていることは何か

上位を占めたのは「マンネリ化」31.9%、次いで「現場内安全ルール周知」26.9%、「外国人労働者への対応」26.4%であった。



3. 新規入場者・未熟練労働者・高年齢労働者に対する教育で工夫されている点は何か(記入式)

271現場(約48%)から回答。新規入場者教育の割合がトップであった。

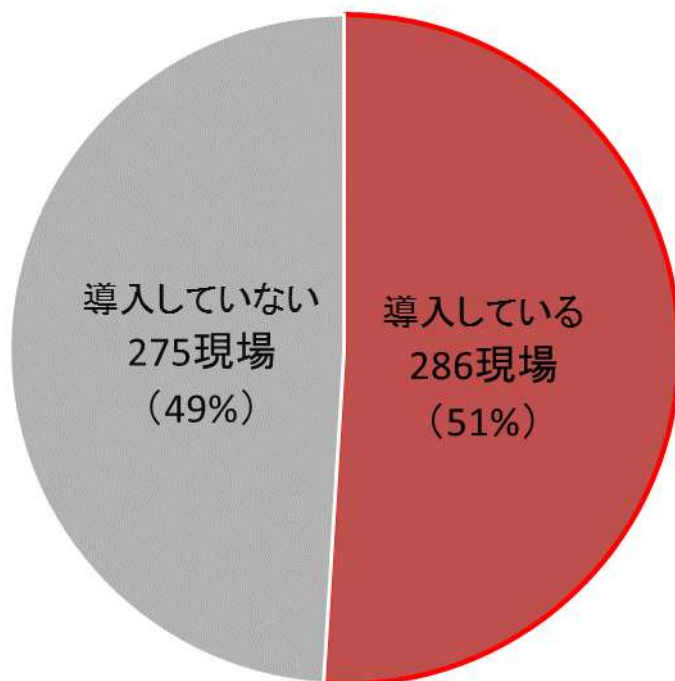
新規入場者	266
未熟練労働者	230
高年齢労働者	216
新規入場者	<ul style="list-style-type: none"> ・名前を呼び意識的に声をかける ・他の者よりも声掛けを多くする ・新規入場時に質問形式で現場ルールを確認する
未熟練労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・分かっている作業でも作業前に確認し、おうむ返しさせる ・映像を用いてわかりやすく説明させる ・物を見せて見本を見せてやってもらう ・職長と一緒に行動させている
高年齢労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上に高齢者マークを着用させる ・高年齢労働者の準備体操を徹底させる ・セルフチェックシートを実施させる

(現場単位で複数回答有)

【リアル(対面)での対策に加え】

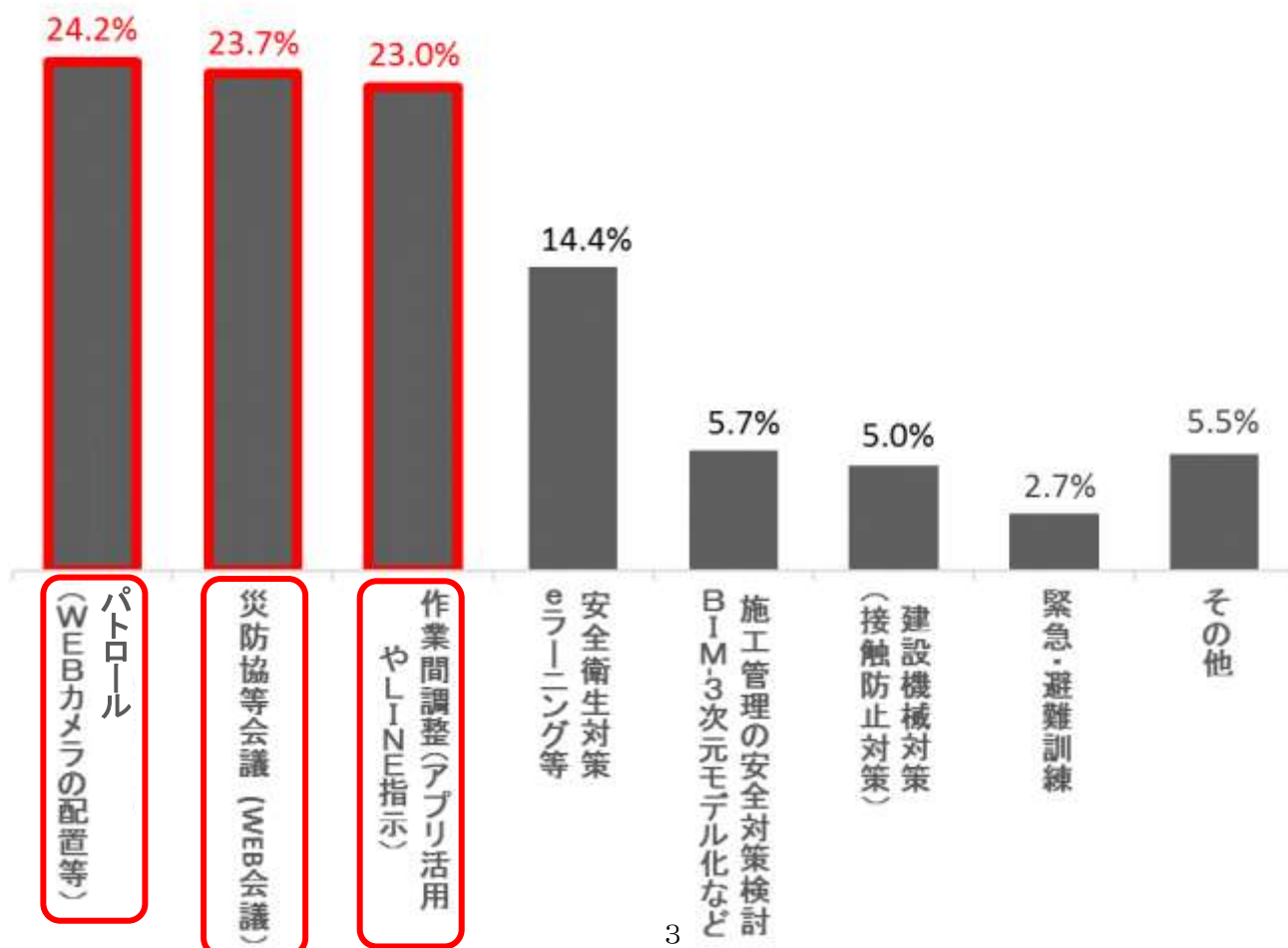
4. ICT(情報通信技術)を導入しているか(安全衛生面)

約5割の建設現場で、安全衛生面におけるICTを導入していた。



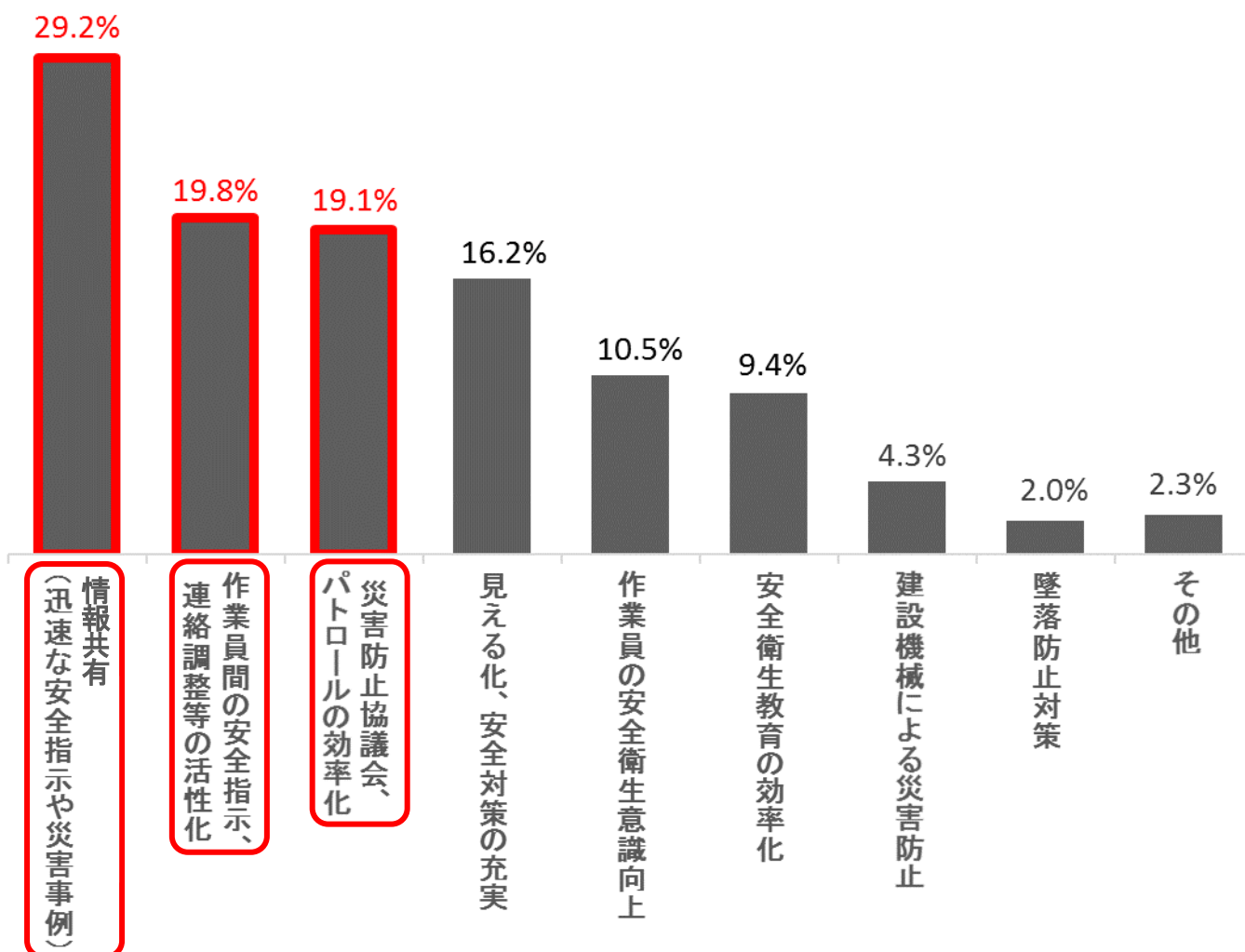
5. ICTを導入している場合、どのように活用しているか。(複数回答可)

上位を占めたのは「パトロール(WEBカメラの配置等)」24.2%、次いで「防災協等会議(Web会議など)」23.7%、「作業間調整(アプリ活用やLINE指示)」23.0%であった。



6. ICT活用による安全衛生に関するメリットは何か。(複数回答可)

上位を占めたのは「情報共有(迅速な安全指示や災害事例)」29.2%、次いで「作業員間の安全指示、連絡調整等の活性化」19.8%、「災害防止協議会、パトロールの効率化」19.1%であった。



7. ICTを導入している場合、作業員間のコミュニケーション不足とならない対策は何か(記入式)

主な対策別	主な回答内容
対面式との併用	<ul style="list-style-type: none"> ICTを今までのコミュニケーションに上乗せして活用している 朝、昼にそれぞれ共有内容の確認を行い、一方的にならないよう確認をする
意思疎通を向上させるためのツール活用	<ul style="list-style-type: none"> 動画通話によりコミュニケーションを取っている 文字や音声だけでなく、顔出しをして意見交換を行っている 通常の現場巡視に加えて、ICTを活用したライブ通信による現場確認も実施
安全意識の維持向上 (危険意識低下の防止)	<ul style="list-style-type: none"> 巡回時、朝礼や昼礼時等に元請が率先して声を掛ける 写真や絵を用いた災害情報を充実させ、細かなKY活動を実施させる
その他	<ul style="list-style-type: none"> 現場全体にわかりやすい表示を増加する

令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和 4 年 1 1 月
東 京 労 働 局

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和4年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和3年の死亡災害は 77 人と前年比で約倍増となり、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）も 12,876 人と前年比 2,000 人以上の増加となった。

令和4年に入っても、建設業の死亡災害に歯止めがかからず、10月末現在で、21 人もの尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されることから今後の改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

2 取組期間

令和4年 11 月 21 日（月）～ 令和5年 1 月 31 日（火）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動、感染症防止等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の機運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害予防に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進

（2）各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の機運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール

- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑥ 墜落・転落災害、行動災害予防を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑨ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑩ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑪ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

令和 4 年労働災害発生状況（12 月末日時点速報値 東京・建設業）

1 死亡災害発生状況

全産業死亡者数 51 人のうち、建設業の死亡者数は 25 人であり墜落、転落災害 14 人と半数以上を占めている。その年齢構成は、20 歳代が 3 人、30 歳代が 4 人、40 歳代が 4 人、50 歳代が 3 人、60 歳代が 7 人、70 歳代が 3 人、80 歳代が 1 人となっている。

【主な死亡災害事例】

発生月	業種 (事故の型)	職種・年齢・ 経験	発生状況の概要
1 月	その他の建設業 (墜落、転落)	作業員・技能者 70 歳代 20 年以上 30 年 未満	トラックの荷台から機器を降ろす作業の際、テールゲートリフターに機器を載せて位置の調整をしていたところ、被災者が機器とともにテールゲートリフターから墜落し機器の下敷きとなったもの。
	その他の建設業 (はさまれ、巻き込まれ)	機械修理工 20 歳代 1 年以上 5 年未満	アスファルト合材を製造するプラントの定期メンテナンスを受託した業者の社長及び労働者 1 名が、ミキサー内で消耗したミキサーの羽根等を交換していたところ、発注者の労働者が、当該ミキサーを含むプラントの電源を誤って入れてしまい、ミキサー内で作業を行っていた社長と労働者が挟まれたもの。
	建築工事業 (墜落、転落)	大工 70 歳代 30 年以上	マンション建設現場 1 階において、一人作業で型枠解体作業に従事していた被災者が、脚立の横で倒れていたもの。
	建築工事業 (墜落、転落)	とび工 30 歳代 10 年以上 20 年 未満	足場解体作業に伴い、足場の 10 層目付近にて足場のメッシュシートを外す作業を行っていたところ、足場から墜落したもの。

2月	建築工事業 (墜落、転落)	土工 60歳代 30年以上	戸建の工事において、壁面に取り付けた下地材の出幅調整作業を、脚立を使用して行っていたところ、脚立の高さ1.1メートルの段上から転落したものの。
	土木工事業 (火災)	土工 80歳代 30年以上	溶接場において、ガス溶接によりアースドリルの補強に用いる鉄材を溶断しようとしたところ、ガス溶接の炎が着衣に接触し、胸部以下の火傷を負ったもの。
	建築工事業 (墜落、転落)	解体工 20歳代 1年以上5年未満	2階屋上を歩いていたところ、天窗を踏み抜き墜落したものの。
3月	その他の建設業 (墜落、転落)	設備機械工 20歳代 1年以上5年未満	建物屋上の空調室外機の撤去作業中、建物屋上を台車資材を移動中に高さ19mから墜落したものの。
	建築工事業 (墜落、転落)	とび工 60歳代 30年以上	共同住宅新築工事において、抱き足場の組立て作業中であつた作業員が、地上で倒れている状態で発見されたもの。被災者は、直前まで高さ約6.8メートルの足場上で組立作業に従事していたことから、同所から墜落したものの。
	建築工事業 (墜落、転落)	とび工 40歳代 20年以上30年未満	工事用ラック式エレベーターのガイドレールの盛替え作業(10階から11階)を行っていた被災者が、搬器とともに10階から1階へ墜落したものの。
5月	その他の建設業 (飛来、落下)	とび工 50歳代 20年以上30年未満	解体工事のエレベーター昇降路内にて、地下2階と地下1階の間の鉄骨上で足場組、段取りのため、地下2階に止めたエレベーター搬器に取り付けられたワイヤーを外し、エレベーターが1m程落下した。その後、昇降路頂部からワイヤーと部品が落下し被災者を

			巻き込みエレベーターの上に落下、左腕を切断したもの。
	建築工事業 (はさまれ、巻き込まれ)	土工 60歳代 30年以上	公共施設庁舎改築工事現場において、被災者が現場内の掘削残土に混入するゴミを手で取り除く作業を行っていたところ、同残土の搬出作業を行っていた別事業場の労働者が運転するドラグショベルのバケットに接触したもの。
	その他の建設業 (交通事故)	設備機械工 60歳代 1年以上5年未満	プラント設備工事の作業を終え、トラックに乗車し所属事業場に戻る途中、高速道路の出口付近で、2車線の右出口側に渋滞で並んでいたトレーラーに追突し、追突の衝撃で道路へ投げ出されたもの。
6月	その他の建設業 (墜落、転落)	電工 70歳代 30年以上	住宅の屋根に上り、ケーブルテレビ用の引込み線を束ねる作業を行っていたところ、地上に墜落したもの。
	建築工事業 (飛来、落下)	とび工 30歳代 10年以上20年未満	ビルの解体工事現場において、西面外壁の窓に固定されていた外部足場の壁つなぎを建物内側から取り外そうとしたところ、西面外壁の一部が被災者側に崩落し、外壁に胸部が挟まれたもの。
7月	建築工事業 (墜落、転落)	れんが積工、 タイル張工 60歳代 20年以上30年未満	地上2階建の共同住宅新築工事において、躯体西側の足場上で外壁材取り付け作業を担当していた被災者が、地上で倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが死亡したもの。足場作業床(地上から1層または2層目)から、地上まで約3～5m墜落したもの。
	建築工事業 (倒壊、崩壊)	作業員・技能者 50歳代 1年未満	被災者はフォークリフトを運転し、型枠材を推定3メートルの高さまで積み上げたのち、フォークリフトの運転席から離れ、手作業により当該型枠材の位置を調整していたところ、当該型枠材が倒壊し、下敷きとなったもの。

8月	建築工事業 (交通事故)	作業員・技能者 40歳代 10年以上20年未満	出張先の工事現場に向かうため、事業主(運転者)と被災者(助手席に同乗)が首都高速を走行していたところ、前方を走行していたトラックが右側の壁に激突し、横転した。被災者が同乗していた車両は横転したトラックに巻き込まれたもの。
9月	その他の建設業 (墜落、転落)	とび工 30歳代 10年以上20年未満	荷揚げウインチ取付用架台(くさび式足場の部材で構成)の解体において、被災者が高さ約4メートルの単管パイプに乗り、高さ約6メートルの水平材と建地を固定するクランプを外していたところ、クランプを外した反動で被災者が握る建地パイプが回転したため、バランスを崩して墜落したものと推定されるもの。
10月	その他の建設業 (墜落、転落)	作業員・技能者 60歳代 30年以上	電線移設作業を行っていた被災者が、意識朦朧で建物1階の施錠された正面玄関を開けようとしているところを職員に発見され、病院に緊急搬送されたが容体が悪化し死亡したもの。脚立から転落したものと推定されるもの。
11月	建築工事業 (墜落、転落)	作業員・技能者 60歳代 10年以上20年未満	被災者はマンション新築工事現場4階ベランダで脚立を使用して雨どいの接続作業を行っていたが、足を踏み外して約10メートル下の地上へ墜落したもの。
	建築工事業 (墜落、転落)	溶接工 40歳代 20年以上30年未満	鉄骨造ビルの新築工事において、被災者が14階部の柱付近に設けられたステージ(床面から作業床までの高さ約4メートル)に乗り、鉄骨の補強材の溶接作業を行っていたところ、ステージから墜落し、使用していた要求性能墜落制止用器具によって宙づりになったもの。

12月	土木工事業 (爆発)	その他の作業 者 50歳代、30歳 代 10年以上20年 未満 1年以上5年 未満	マンホール内(深さ約20m)で、被災者2人がはしごの交換のための作業をしていたところ、マンホール内に存在した可燃性ガスに何らかの原因で着火し、マンホール内で爆発が起こったもの(2名死亡)。
-----	---------------	--	--

2 死傷災害発生状況

建設業の死傷者数は前年同期との比較で15.6%増加し、そのうち墜落・転落災害は前年同期より14.5%増加しており、建設業の死傷災害の24.6%を占めている。

墜落・転落災害は、足場等からの墜落のみならず、脚立使用時及びトラック等の荷台からの墜落等、比較的低位からの墜落災害も多く発生している。

【死傷災害発生状況】

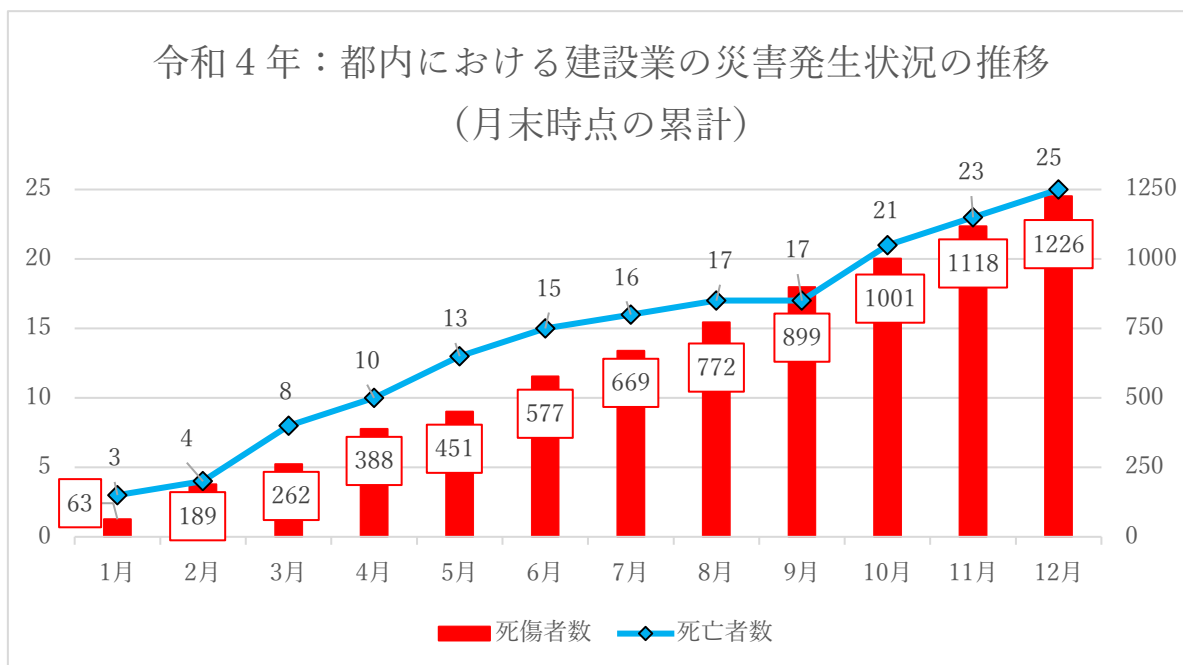
※カッコ内は前年同期比の増減率

災害合計	墜落・転落	転倒	はさまれ、 巻き込まれ	飛来・落下	切れ・ こすれ	その他
1226人 (15.6%)	301人 (14.5%)	118人 (7.3%)	119人 (15.5%)	77人 (-1.3%)	80人 (-15.9%)	531人 (21.2%)

《起因物内訳》

足場等の仮設物、建築物、構築物：147人、脚立等の用具・装置：108人、
その他（トラック、高所作業車、建設機械等含む）：46人

3 月毎の災害発生推移



令和4年死亡災害発生状況(対前年比較)

令和4年12月末日 現在

現在	51人
前年同期	60人

令和4年死亡災害発生状況（令和4年12月末日現在）

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注2) 陸上貨 物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の三 次産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
本年発生分	2	25	4	13	2	8	4	1	0	2	1	0	0	1	1	5	3	9	0	5	2	51
前年同期	5	25	3	19	1	3	2	2	0	4	2	6	5	0	0	4	2	9	0	3	3	60
増減数	-3	0	1	-6	1	5	2	-1	0	-2	-1	-6	0	1	1	1	1	0	0	2	-1	-9

(注1) 上段は、令和4年12月末日現在（速報値）
下段は、前年同期（速報値）

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和4年死傷災害発生状況（令和4年12月末日現在）

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注3) 陸上貨 物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の三 次産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
本年発生分	600	1,226	253	716	40	257	1,008	527	383	2,088	1,490	#####	5,053	1,123	723	872	588	1,933	98	324	63	20,623
前年同期	584	1,061	178	682	44	201	991	370	224	1,924	1,394	2,979	1,587	733	565	806	524	1,591	120	318	68	11,331
増減率(%)	2.7	15.6	42.1	5.0	-9.1	27.9	1.7	42.4	71.0	8.5	6.9	262.5	218.4	53.2	28.0	8.2	12.2	21.5	-18.3	1.9	-7.4	82.0

(注1) 上段は、令和4年12月末日現在（速報値）
下段は、前年同期（速報値）

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和4年死亡災害発生状況（令和4年12月末日現在）

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注 2)陸 上貨物 運送事 業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (鉱業、 農林業、 畜産・ 水産業)	署計	
中央	1	2		1		1				1								1		1		4	
上野		2		1		2												1		1		2	
三田	6	1		1												1	1	1				2	
品川	1	2		2	1		1															3	
大田	1	2		1		1																2	
渋谷		2		2	1											1	1	1				4	
新宿	7	1		6	1					1						1		1		1		1	
池袋		1		1												1		3		1		4	
王子																		1		1		1	
足立	1	1	3	3						1	1					1	1					6	
向島		1		1														1		1		2	
亀戸	1	2		2			1													1		4	
江戸川	2	4	3			1	1	1				1	1									6	
八王子		1				1						1	1		1	1					1	2	
立川		1				1										1	1					2	
青梅										1	1					1					2	3	
三鷹		2	1			1	1														1	3	
町田						1																1	
小笠原																							
業種計	5	25	3	19	1	3	2	2	4	2	1	6	5		1	1	5	3	9	3	5	2	51

(注1) 上段は、本年12月末日現在(速報値)
下段は、前年 同期(速報値)

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和4年死亡災害発生状況（令和4年12月末日現在）

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注 2)陸 上貨物 運送事 業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	事故の 型計
墜落、転落		14		9	2	5	1							1	1	1	1	3		1	2	22
転倒																		2		1		2
激突							1															1
飛来、落下	1	2		1		1			1													4
崩壊、倒壊		1		1																		1
激突され		1		1					1													1
はさまれ、巻 き込まれ	1	1				1	1									1	1	2		1		6
切れ、こすれ																						
踏み抜き																						
おぼれ																						
高温・低温の物 との接触		1		1		1										2	2	2		2		5
有害物との 接触	1	3		3												1						1
感電																		1				1
爆発		2		2																		2
破裂																						
火災		1		1																		1
交通事故 (道路)		2		1		1	1		1	1												4
交通事故(そ の他)																		4		3		6
動作の反動、無 理な動作																						
その他								1														1
分類不能																						
業種計	2	25	4	13	2	8	4	1		2	1			1	1	5	3	9		5	2	51

(注1) 上段は、本年12月末日現在(速報値)
下段は、前年 同期(速報値)

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和4年死傷災害発生状況（1月～12月）

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 業	建築工 業	木造家屋 建築工 業	その他の 建設業	(注3) 陸上貨物 運送事業	ハイ ヤー・タ クシー業	その他の 運輸交 通・貨物 取扱業	商業	小売業	保健衛生 業	社会福祉 施設	接客娯楽 業	飲食店	清掃と畜 業	ビルメン 業	その他 の三次産 業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	署計	増減率 (%)
中央	21	122	17	80		25	17	7	12	186	88	408	165	117	91	158	147	318	20	23	4	1370	52.1
上野	6	25	1	15		9	5	13	8	48	30	196	91	24	18	34	31	42	3	19		401	96.6
三田	10	87	8	64	1	15	27	5	22	93	50	289	130	286	67	59	52	267	2	11	2	1147	123.6
品川	11	48		23	1	25	35	18	12	67	56	269	124	52	38	31	22	65	6	7	1	609	38.4
大田	48	69	29	27	2	13	92	45	134	130	78	438	242	33	25	42	9	57	2	19	5	1093	42.5
渋谷	8	124	28	59	2	37	30	28	12	179	146	984	340	99	85	55	48	184	9	35	10	1713	92.5
新宿	11	113	9	89	3	15	33	21	10	232	135	776	448	70	51	84	69	225	11	55	2	1577	61.2
池袋	72	88	6	72	5	10	83	92	12	244	203	1289	640	72	50	92	60	133	6	25	2	2179	94.4
王子	20	16		11	1	5	13	36	3	36	35	243	87	11	10	8	5	36		10	1	423	120.3
足立	71	64	15	42	1	7	85	106	9	115	81	816	373	37	34	46	11	69	8	22	2	1420	90.6
向島	34	54	10	35	3	9	48	48	33	92	75	493	216	39	30	27	15	65	3	22		933	62.5
亀戸	47	52	11	34	2	7	169	22	15	102	62	434	162	34	26	46	20	97	6	11		1018	60.1
江戸川	49	72	15	24	1	33	84	33	10	73	56	405	165	29	29	28	4	53	1	9	2	838	95.3
八王子	43	64	16	23	3	25	70	6	18	111	97	984	356	73	45	35	16	99	6	10	6	1509	111.9
立川	50	94	23	59	11	12	117	6	17	165	125	1124	537	50	39	60	42	89	6	22	4	1776	96.9
青梅	64	22	10	11	2	1	44	1	5	46	35	393	253	27	22	11	4	23		4	13	649	79.3
三鷹	17	78	40	37	2	1	32	38	46	111	96	775	451	47	43	38	25	56	2	4	7	1245	103.1
町田	18	31	13	11		7	24	2	5	57	41	484	273	23	20	18	8	54	7	16	2	718	105.7
小笠原		3	2			1				1	1							1				5	66.7
業種計	600	1226	253	716	40	257	1008	527	383	2088	1490	10800	5053	1123	723	872	588	1933	98	324	63	20623	82.0
増減率(%)	2.7	15.6	42.1	5.0	-9.1	27.9	1.7	42.4	71.0	8.5	6.9	262.5	218.4	53.2	28.0	8.2	12.2	21.5	-18.3	1.9	-7.4	82.0	

(注1) 上段は、本年12月末日現在(速報値)
下段は、前年 同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。
(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和4年死傷災害発生状況（1月～12月）

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	(注3)陸上貨物運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の運輸交通・貨物取扱業	商業	小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	その他(一次産業)	事故の型計	増減率(%)
墜落、転落	55	301	28	195	15	78	219	31	20	222	141	97	67	65	36	155	116	183	11	30	23	1371	3.9
転倒	113	118	25	74	4	19	172	69	58	572	441	353	276	208	159	303	255	532	43	133	4	2502	9.2
激突	31	54	5	37	3	12	90	7	36	110	79	81	63	42	29	67	38	70	3	12	1	589	17.8
飛来、落下	18	77	8	48	3	21	44		9	62	47	13	10	25	17	16	7	30	3	2	3	297	12.9
崩壊、倒壊	9	34	7	20	2	7	37	1	2	29	25	3	1	4	2	8	3	11	1	2	1	139	-18.7
激突され	6	44	9	27	2	8	40	11	17	77	53	30	25	29	13	24	13	39	3	5	3	320	6.7
はさまれ、巻き込まれ	149	119	34	66	2	19	83	9	18	104	67	30	21	38	26	49	19	75		19	4	678	6.8
切れ、こすれ	53	80	13	48	5	19	6		2	104	90	19	15	155	149	26	6	26		3	8	479	1.3
踏み抜き	2	8	1	4		3		2	1			4	2	2	1	1	1					20	5.3
おぼれ		1	1									3	2									4	300.0
高温・低温の物との接触	8	17	8	8	1	1	10		3	32	30	6	6	111	109	14	9	26	1	15	1	228	18.8
有害物等との接触	4	6		4		2			8	4	2	5	5	3	2	7	5	3			1	41	32.3
感電		4		1	1	3												1				5	-28.6
爆発		2				2				1	1					2		1				6	-33.3
破裂	1	1		1										2	1			1				5	150.0
火災		1				1						1	1	2	2							4	-33.3
交通事故(道路)	9	38	11	22		5	42	219	12	130	106	87	78	17	16	19	7	179	18	35	1	753	10.2
交通事故(その他)		1		1		1	1	1	4			7	5			1		2		2		17	142.9
動作の反動、無理な動作	79	73	9	42	2	22	237	40	78	333	255	428	339	114	78	127	64	245	12	44	10	1764	-1.5
その他	60	247	94	118		35	25	136	114	308	153	9622	4128	304	82	49	42	503	3	19	3	11371	336.3
分類不能	3						2	1				11	9	2	1	4	3	6		3		30	15.4
業種計	600	1226	253	716	40	257	1008	527	383	2088	1490	10800	5053	1123	723	872	588	1933	98	324	63	20623	82.0
増減率(%)	2.7	15.6	42.1	5.0	-9.1	27.9	1.7	42.4	71.0	8.5	6.9	262.5	218.4	53.2	28.0	8.2	12.2	21.5	-18.3	1.9	-7.4	82.0	

(注1) 上段は、本年12月末日現在(速報値)
下段は、前年 同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。